

科学研究費助成事業 について



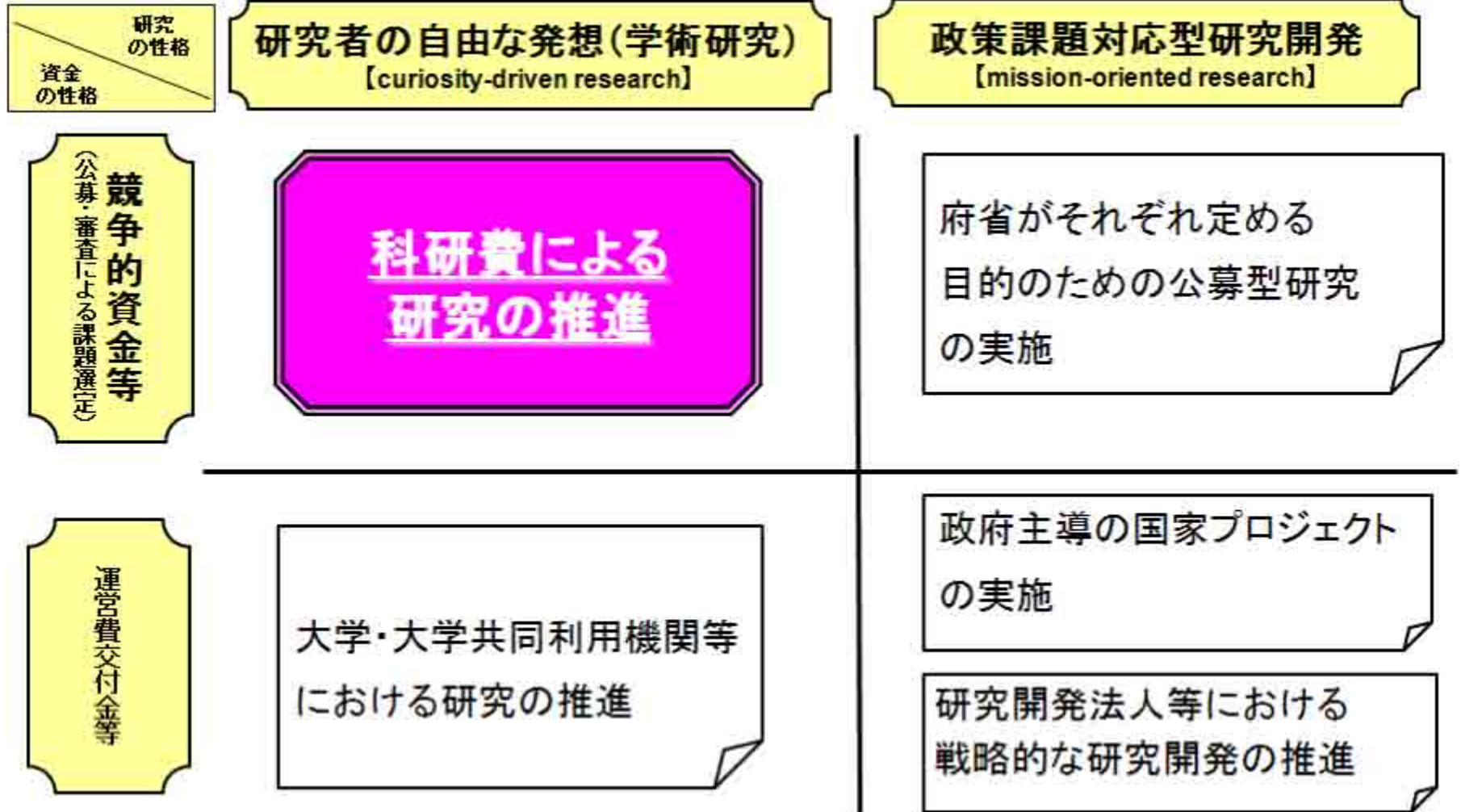
平成25年3月

独立行政法人日本学術振興会
研究事業部

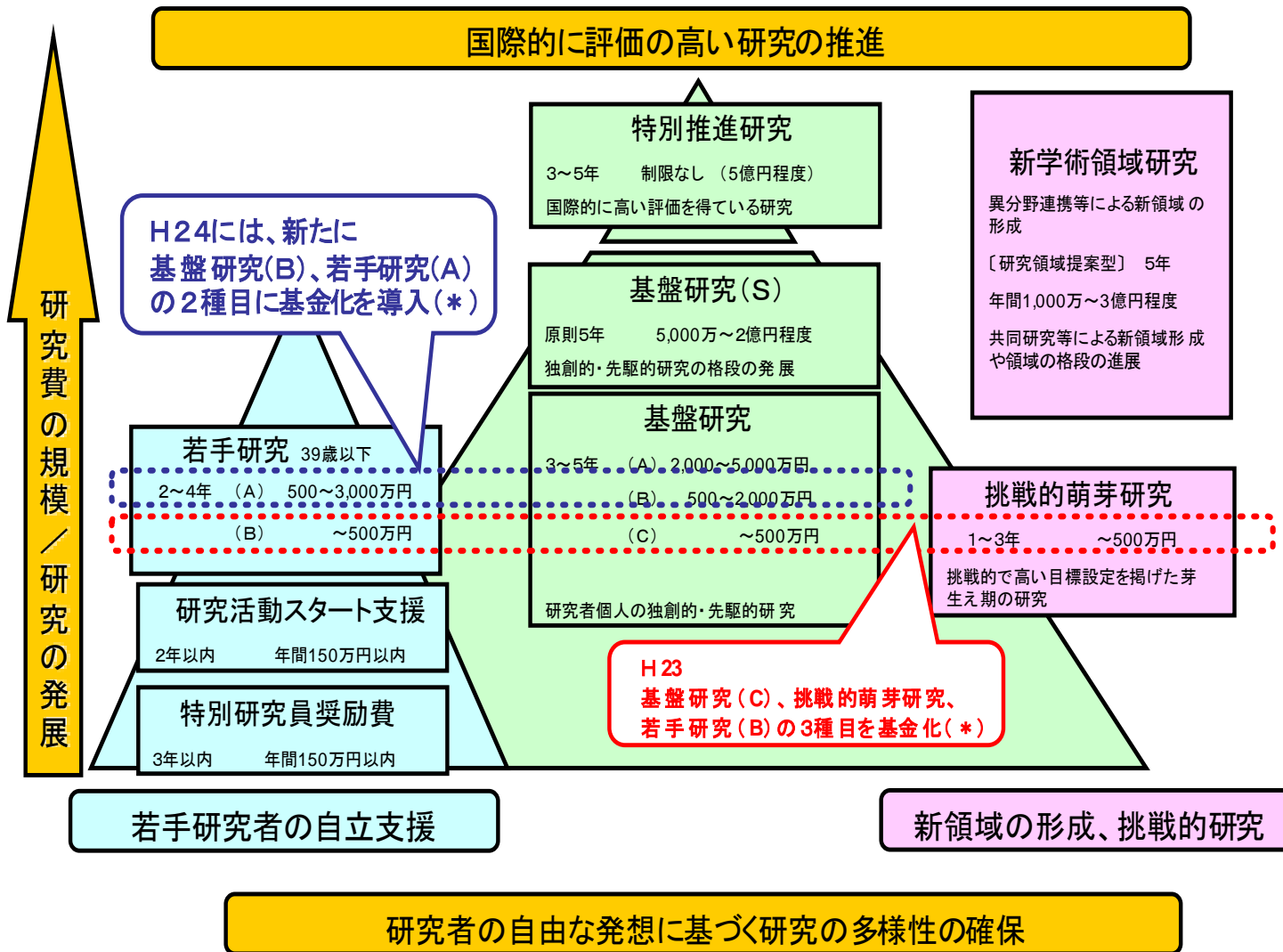
科研費制度とは

- 基礎から応用までのあらゆる独創的・先駆的な「**学術研究**」
(**研究者の自由な発想に基づく研究**)を支援
- 人文・社会科学から自然科学までの**全ての研究分野**が対象
- ピア・レビュー(専門分野の近い研究者による審査)による**公正で透明性の高い審査・評価システム**を構築
- 研究計画遂行上必要な場合、可能な限り**研究費の用途を制限しない柔軟性**を確保
- 不正使用・不正行為に対しては、**科研費の返還、一定期間の応募資格の停止**など厳格に対応

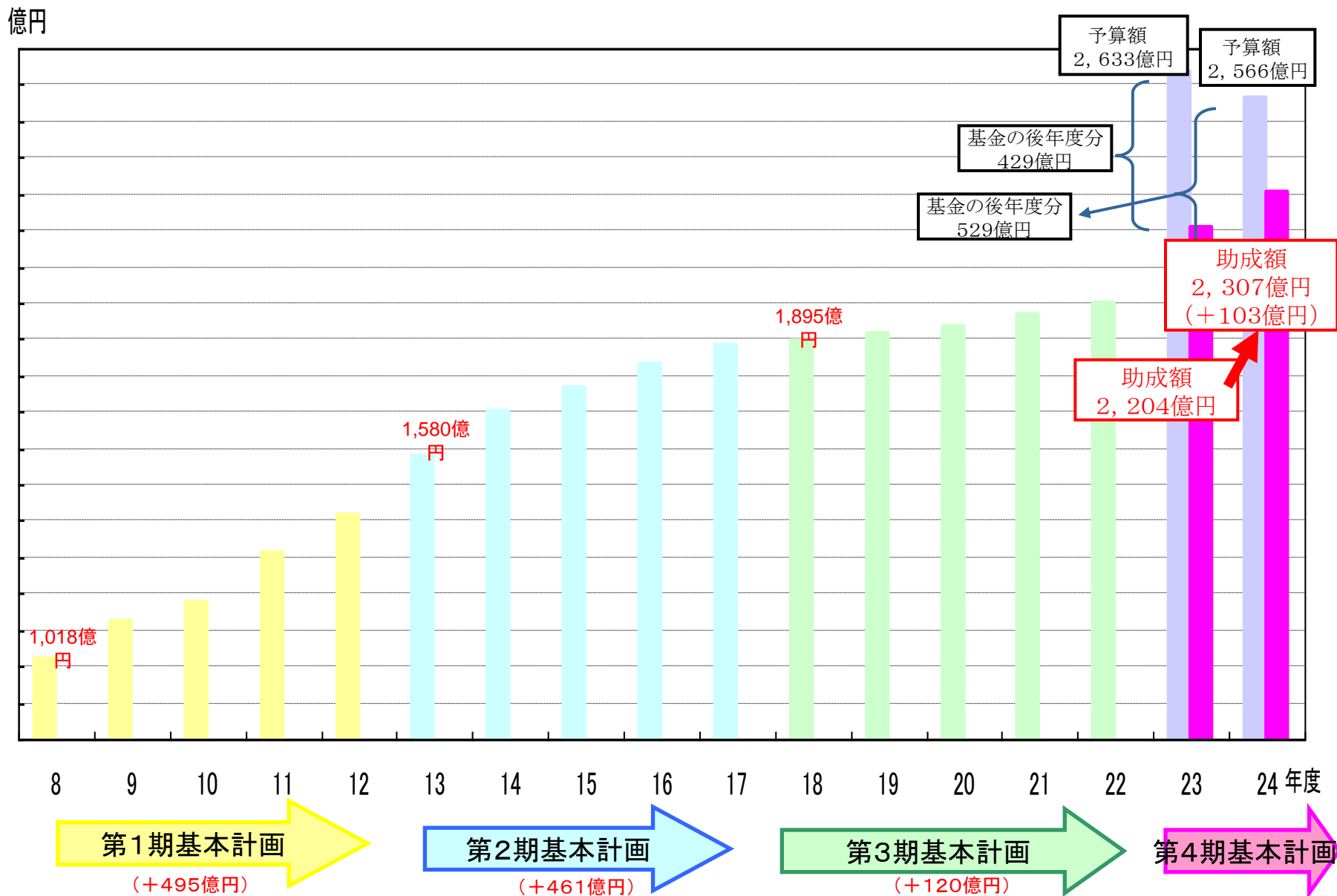
科研費の研究費制度における位置付け



研究種目の構成



科研費の予算額の推移



※ 予算額は、当初予算額を計上

※ 平成23年度から一部種目について基金化を導入したことにより、予算額には、翌年度以降に使用する研究費が含まれることとなったため、予算額が当該年度の助成額を表さなくなりました、そのため、当該年度に助成する金額を「助成額」として、予算額とは別に表記しています。

科学研究費助成事業 平成25年度予算案の概要

科学研究費助成事業（科研費）～学術研究を支える競争的資金の充実～

平成25年度助成額：231,790百万円（※）
（平成24年度助成額：230,690百万円）
【対前年度：1,100百万円】

平成25年度予算案：238,143百万円
（平成24年度予算額：256,610百万円）

【平成25年度予算案の概要】

科研費はすべての研究活動の基盤となる「学術研究」を幅広く支援することにより、科学の発展の種をまき芽を育てる上で大きな役割を果たしており、**対前年度11億円増の助成額を確保するとともに、科学研究費補助金の使い勝手を更に向上させるため、「調整金」の枠（60億円）を設定するなどの改善を図る。**

＜平成25年度において、具体的に以下の制度改革等を実施＞

◆科学研究費補助金の使い勝手を更に向上させるための改善

○科学研究費補助金に「調整金」の枠を設定

科学研究費補助金に新たに「調整金」の枠を設定することにより、研究費の前倒し使用、一定要件を満たす場合の次年度使用等が可能となる。

○特別推進研究に国庫債務負担行為を導入

特別推進研究に国庫債務負担行為を導入し、複数年度の交付決定を可能にする。これにより、例えば複数年度で研究装置の製作を契約し、その製作の進捗状況（出来高）に応じた年度ごとの支出が可能になる。

○繰越業務の一元化・電子化を図るため、新学術領域研究の交付業務を日本学術振興会に移管

※繰越制度を改善するため、電子化による記載ミスの軽減、申請締め切りの延伸を行うとともに、申請書の記載内容をメニュー化し更なる簡素化・省力化を図り、申請から承認までの期間短縮を図る。（平成25年度補助金を平成26年度に繰り越す時から適用）

◆「研究成果公開促進費（学術定期刊行物）」の改善

○「研究成果公開促進費（学術定期刊行物）」について、種目名を「国際情報発信強化」にするなど、ジャーナルの電子化やオープンアクセス化など学術情報の国際発信力強化に向けた新たな取組等を支援する。

◆日本学術振興会への審査・交付業務の移管

○「研究成果公開促進費」について、日本学術振興会において業務を一体的に行うため「研究成果公開促進費（研究成果公開発表）」の審査・交付業務を移管する。

【※補足】平成23年度から一部種目について基金化を導入したことにより、予算額（基金分）には、翌年度以降に使用する研究費が含まれることとなったため、予算額が当該年度の助成額を表さなくなったことから、予算額と助成額を並記している。

科研費
K A K E N H I

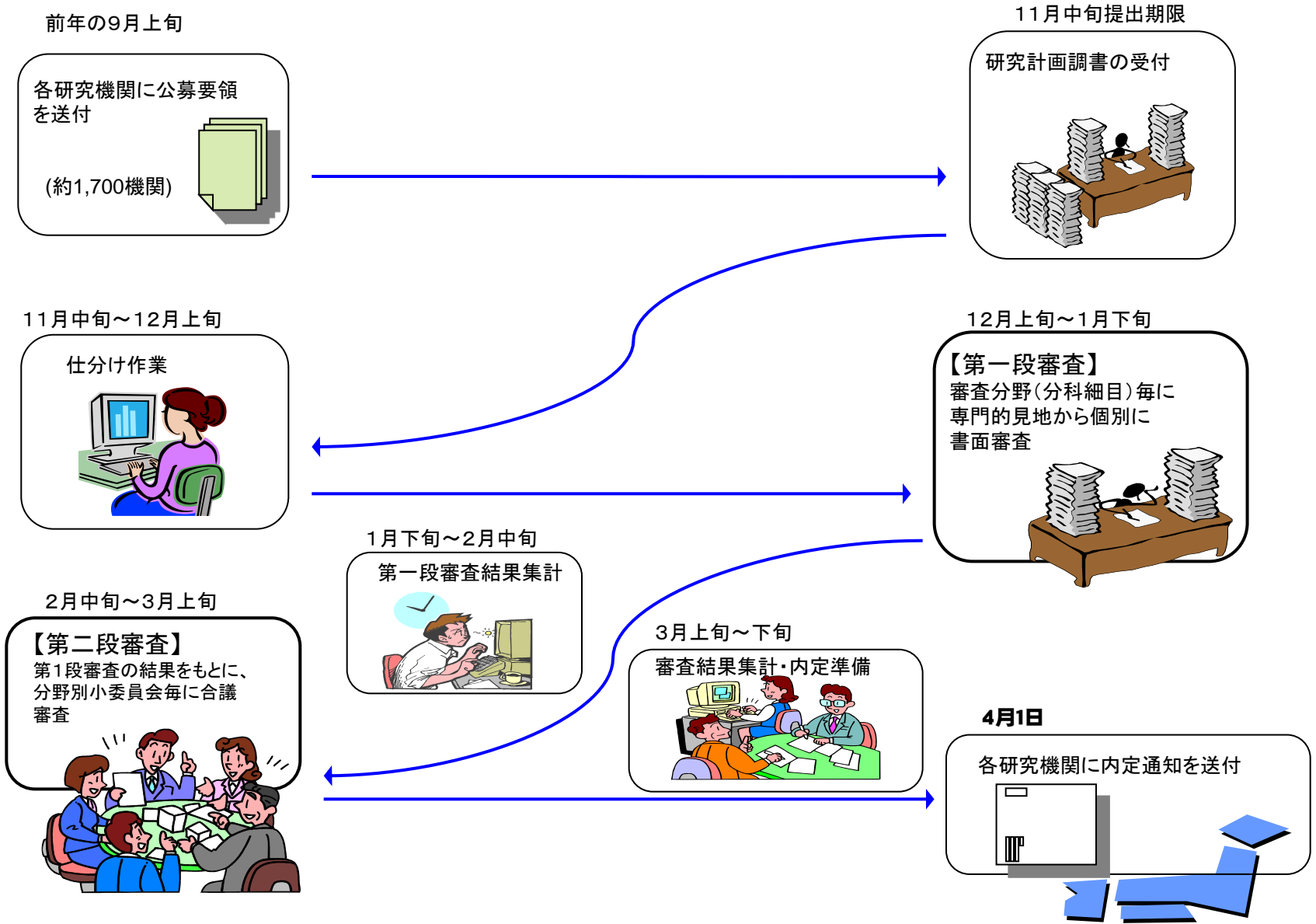
平成24年度の新規採択状況

平成24年10月現在

研究種目	新規応募件数	採択件数	採択率
特別推進研究	114	18	15.8%
基盤研究(S)	505	87	17.2%
基盤研究(A)	2,251	535	23.8%
基盤研究(B)	9,875	2,440	24.7%
基盤研究(C)	32,899	9,857	30.0%
挑戦的萌芽研究	12,559	3,759	29.9%
若手研究(A)	1,796	399	22.2%
若手研究(B)	20,867	6,255	30.0%
研究活動スタート支援	3,538	854	24.1%

基盤研究等の公募から内定までの流れ

※「基盤研究等」……「基盤研究(A・B・C)」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究(A・B)」



科研費の適正な執行

○ 科研費に関するルール

- **応募ルール**: 各年度の公募要領
- **評価ルール**: 科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程、書面審査における評定基準等
- **使用ルール**: 研究者使用ルール(補助条件)、機関使用ルール(各研究機関が行うべき事務等)

○ 研究機関による科研費の管理

- **補助条件**: 研究者は、研究機関に科研費の管理を行わせる。
- **機関使用ルール**: **研究者に代わり、科研費(直接経費)を管理する。**
本規程に定めのない事項については、**各機関が定める規程等に従って適切に行う。**

○ 科研費の使用に当たっての留意点


- 科研費の使用に当たっては、機関のルールに従う
- 不正使用防止のため、機関の体制整備が求められている
- 困った時は事務に相談(ルールに対する理解不足が原因で不正使用に)
- 科研費は税金で賄われている

○ 研究成果報告書の提出

不正使用防止のための取組

文部科学省及び日本学術振興会は、これまで科学研究費助成事業(科研費)の不正使用等の防止及び適正な執行を図るため、以下のような取り組みを行うとともに、通知や諸会議を通じて、各研究機関に対し科研費の適正な執行の確保を要請しています。

① 応募資格を一定期間停止する措置の導入(平成15年度～)

- | | | | |
|--------------------|--------|--|----------|
| ○ 不正使用を行った研究者及び共謀者 | : 2～5年 |  | 1～10年 |
| ○ 上記の共同研究者 | : 1年 | | 廃止 |
| ○ 不正受給を行った研究者 | : 5年 | | 5年(変更なし) |

H25.3月改正

② 機関管理の義務化(平成16年度～)

- 研究機関による科研費の管理について、雇用契約、就業規則、個別契約等で規定
- 研究機関による研究者・事務職員を対象とした研修会、説明会の開催
- 研究機関における交付件数に対する一定割合(概ね10%)以上の内部監査の実施

③ 不正使用防止ルールの周知

- ハンドブック(研究者用、研究機関用)の作成、配付及び文部科学省ホームページへの掲載
- 不正防止のための通知の発出(平成17年1月24日)
- 説明会の開催

④ 不正使用防止に向けた新たな対策を取りまとめた通知の発出(平成18年11月28日)

- 不正行為を防止するための研究機関の自主的な経費管理・監査体制の整備を義務化
- 科研費の経費管理責任者の登録を義務化
- 全ての採択者に対し、「不正行為を行わない」旨の誓約を確認
- 文部科学省及び日本学術振興会による実地調査の実施
- 研究機関に対するペナルティー(間接経費の減額査定等)の導入 等

⑤ 「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の状況報告書」の提出を応募要件化(平成20年度分の公募から)

科研費の研究成果の公開

科研費の研究成果の公開に関して 研究者に求められている取組

- 国立情報学研究所のデータベース(KAKEN)を通じて広く国民に公開される研究成果報告書等の作成・提出
- 論文発表などの際、科研費により得た研究成果であることの表示(謝辞(Acknowledgment)の中で述べる等)
- 新聞等で研究成果が報道された際、文部科学省やJSPSへの記事等の送付

科研費は研究成果の社会への普及活動に対する直接経費の使用が可能
(研究活動の一環として行う研究成果の普及活動を支援)

科研費ロゴタイプについて

科学研究費助成事業について広く社会に伝え、より一層の国民からの理解を得ることを目的として、科学研究費助成事業ロゴタイプ(科研費ロゴ)を作成しました。

科研費ロゴについては、文部科学省科研費ホームページ及び日本学術振興会科研費ホームページで公開していますので、科研費による研究成果を研究機関のホームページで公開する際、学会やシンポジウム等で研究成果を発表する際、報道機関向けに研究成果を発表する際などに、積極的に使用してください。

科研費で購入した備品等に科研費ロゴを貼付できるよう、科研費ロゴシールを交付決定時に各研究機関にお送りします。

科研費ロゴタイプ



文部科学省科研費ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1321563.htm

日本学術振興会科研費ホームページ

http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06_jsps_info/g_120612/index.html

科研費における3者の関係と役割

